

外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律施行令

内閣は、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）の施行に伴い、外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第三十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定試験機関の指定）

第一条 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項の指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）の指定は、国土交通省令で定めるところにより、同項の試験事務（以下単に「試験事務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

3 都道府県知事は、第一項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第五条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ロ 法第二十九条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(事業報告書等の提出)

第二条 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第三条 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(試験事務の休廃止)

第四条 指定試験機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第五条 都道府県知事は、指定試験機関が第一条第三項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定試験機関が次のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 法第二十九条第二項若しくは第三十一条の規定又は法第三十六条第一項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十二条第三項若しくは第十三条第四項の規定による命令に違反したとき。

二 法第三十条の規定又は法第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

三 法第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第一条第二項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

五 第二条又は前条の規定に違反したとき。

六 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第六条 法第二十八条第一項、第二十九条第一項若しくは第三十条の規定、法第三十六条第一項において準用する通訳案内士法第十二条第一項の規定又は第四条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。
(都道府県知事による試験事務の実施)

第七条 都道府県知事は、指定試験機関が第四条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第五条第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(中小企業等協同組合法施行令の一部改正)

第二条 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第五号中「通訳案内業」を「通訳案内に関する事業」に改める。

第十四条第一項第三号中「」、旅行業者代理業」の下に「、通訳案内に関する事業(地域限定通訳案内士が行うものに限る。以下この号において同じ。)」を、「旅行業、旅行業者代理業」の下に「、通訳案内に関する事業」を加える。

(中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部改正)

第三条 中小企業団体の組織に関する法律施行令(昭和三十三年政令第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十号及び別表第二第二十号中「旅行業者代理業」の下に「、通訳案内に関する事業(地域限

定通訳案内士が行うものに限る。」を加える。

(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令の一部改正)

第四条 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令(平成四年政令第二百九十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ホ中「及び旅行業者代理業」を「旅行業者代理業及び通訳案内に関する事業(その事業場の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けた地域限定通訳案内士のみにより行われるものに限る。)」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第五条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四十八号中「通訳案内業」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四十八の二 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

第五十六条第四号中「旅行業者代理業及び通訳案内業」を「及び旅行業者代理業」に改める。

第五十七条第二号中「、旅行業者代理業及び通訳案内業」を「及び旅行業者代理業」に改め、同条に次の一号を加える。

三 通訳案内士及び地域限定通訳案内士に関すること。

理 由

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、指定試験機関の指定に関する事務について定める等の必要があるからである。